

神戸女子大学及び神戸女子短期大学における障がい学生支援に関する基本方針

令和6年4月1日

基本理念

神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）は、建学の精神及び教育目標（自立心・対話力・創造性）に基づき、本学の提供する様々な機会において、本学に関わる全学生が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育研究の水準を維持しつつ、相互に人格と個性を尊重しながら学ぶことのできる環境の実現に努める。

基本方針

本学は、障がいのある学生から、学生生活における社会的障壁の除去を必要とする旨の支援の申請があった場合、「障害者基本法」及び「障害者差別解消法」の基本理念に基づき、別途定めるガイドラインに従って、必要な合理的配慮を提供する。

(1) 機会の確保

学生が障がいを理由に修学を断念することがないように修学機会の確保に努める。

(2) 決定過程

障がいの学生の支援における権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要請（申出）に基づき、調整を行う。

(3) 支援の範囲

授業、実習、就労支援、入学試験、課外活動、学内行事等、本学の教育に関する全ての事項を対象とする。

(4) 教育方法等

必要かつ適切な情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価等について相互理解、共有を図る。

(5) 施設・設備等

安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、教育環境の整備に努める。

(6) 啓発・情報発信

障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいのある学生への支援を通して大学全体の教育力の向上を目指すため、全教職員及び学生への啓発と情報発信を行う。

神戸女子大学・神戸女子短期大学障がい学生支援ガイドライン

令和6年4月1日

1. 目的

神戸女子大学・神戸女子短期大学障がい学生支援ガイドラインは、「神戸女子大学・神戸女子短期大学障がい学生支援に関する方針」に基づき、本学のすべての教職員が適切に対応するために必要な基準及び手続を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインに定める内容は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）を参照している。

2. 支援体制

(1) 本学は、全学的な審議組織の統括のもと、障がいのある学生の所属する学部（学科）・研究科、関係部署等が緊密に連携し、すべての教職員の協働により、障がい学生支援に係る取り組みを組織的に推進する。

(2) 学生からの支援要請の窓口は、「学生支援センター」とし、必要とされる合理的配慮の内容に応じて、学生の所属する学部（学科）・研究科、授業担当教員及び各部署（教務課、保健室、学生相談室、キャリアサポートセンター等）と連携を図ることにより、適切な支援の提供に努める。

また、学内における支援状況等の情報を適切に管理することで、支援内容・方法の充実を図る。

3. 支援対象者

支援の対象は、本学に在籍する学生及び入学志願者のうち、心身の機能に障がいがあり及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、合理的配慮に関する申請を行った者とする。

なお、入学志願者については、申請もしくは必要に応じて対応するものとする。

4. 手続き

支援を希望する者は所定の書類（障害者手帳、診断書等添付）を学生支援センターに提出しなければならない。申請内容について、学生支援センター運営委員会において、支援内容・方法等を決定（調整）する。

また、決定（調整）にあたっては、所属学部・学科、関係部署等と連携のうえ、当該学生との相互理解及び合意形成を図るものとする。

5. 合理的配慮の考え方

(1) 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、とともに、多様かつ個別性の高いものであり、当該学生が置かれている状況を考慮することが求められる。

また、過重な負担にあたる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、当該学生との建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

なお、合理的配慮においては、高等教育機関として高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持することが肝要である。よって、教育の本質、評価基準の変更（単位修得、資格取得及び卒業等）を保証するものではなく、障がいのない学生と同等の修学機会を保証するものである。

(2) 前項に示す過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて 総合的かつ客観的に検討のうえ判断する。

また、過重な負担に当たると判断された場合には、当該学生にその理由及び代替手段等を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

- ① 本学の教育活動の目的・内容・評価の本質を損なう可能性のあるもの。
- ② 物理的・技術的な制約、人的・体制上の制約、及び事務・事業規模の制約等によって、実現が不可能なもの。
- ③ 本学の財務状況に照らして、費用・負担が過大となるもの。
- ④ その他、やむを得ない事情により困難と判断されるもの。

6. 個人情報の保護と守秘義務

支援者が支援をするうえで知り得た障がい学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、外部支援機関等の第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。

ただし、障がい学生へ連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。